

大阪市国民健康保険料減免事務取扱要領

1 根拠条例及び趣旨

- (1) この事務取扱要領は、国民健康保険法第 77 条に基づく、大阪市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第 21 条及び同施行規則（以下「規則」という。）第 17 条並びに「大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準」（以下「減免基準」という。）に規定する保険料減免に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

なお、この事務取扱要領の業務は、大阪市業務継続計画の対象業務であり、計画発動時には概ね 2 週間以内から実施（再開）する。

- (2) 条例第 21 条に規定する「災害その他特別の理由」について、規則第 17 条では、(1) 災害により重大な損害を受けたとき (2) その他の理由により収入が著しく減少したとき (3) その他市長が特に必要があると認めるとき、の 3 号に分けて規定している。その範囲及び認定の基準は減免基準第 2 項各号に定められているとおりであって、それ以上ではないこと。

- (3) また、「保険料の全額負担に堪えることが困難であると認められる者」とは「災害その他特別の理由により」現在の所得（収入）の状態において、保険料の全額あるいは一部を負担する能力に欠ける状態にあると認められる者をいう。すなわち保険料の賦課が制度上過去の所得に基づいて決定されているのに対して保険料を納付できるか否かは、現在の収入状態の如何にかかっている。したがって、未確定で実務上扱いにくい概念ではあるが、現在の所得（収入）を把握することが、どうしても必要となってくる。

保険料は、大阪府に事業費納付金を納めるために徴収しなければならないが、減免を適用することで、事業費納付金を納めるために必要な額に満たないこととなるため、あらかじめ保険料の算定に含んでいる。よって、減免にあたっては、他の被保険者との公平性の観点からも、当該被保険者の保険料負担能力について客観的な状況把握を充分に行い、適用を検討する必要がある。

- (4) 条例第 17 条の 2 に規定する法定軽減が、減額した後の額を賦課するのに対し、条例第 21 条の減免措置は、賦課決定後に当該者の申請（規則第 17 条第 2 項）に基づいて行うものである。

そこで、この申請主義については、減免該当者への説明等充分配慮したうえで取り扱われたい。

申請にあたっては、各担当者は当該被保険者の申立てを誠実に聴取のうえ、仮に減免基準に該当せず減免できない場合でも、当該被保険者が充分納付できるように説明するとともに、必要に応じて他に適切な相談窓口がある場合はそちらを紹介する等、他の救済方法がとれないかどうかについても検討されたい。

2 保険料減免の申請手続き

- (1) 保険料減免の申請は、保険料納付義務者（被保険者の属する世帯の世帯主）本人の申請を原則とするが、これにより難しい場合は、当該減免の措置を必要とする者（被保険者）の申請によることができる。
- (2) 申請は、規則第 17 条第 2 項及び第 3 項に基づき、所定の減免申請書【様式 1】に申請理由を証し得る資料を添付のうえ、保険料の減免を受けようとする月の納期限までに提出させるものとする。
- (3) 前号について、申請が遅れたことに相当の理由があり、やむを得ないと認められるとき（理由を明らかにする書類の提出がある場合）はこの限りではない。
なお、書類の提出が困難と判断される場合は、原則、申請者から申立書を徴することとする。
- (4) 保険料減免は、年度ごとに申請書の提出を必要とする（同一事由による減免が複数年度にわたる場合も含む）が、減免基準第 2 項第 3 号（旧被扶養者減免）のみ翌年度以降の減免申請を不要とし、当初申請に基づき、減免適用を行うものとする。
- (5) 保険料減免は納付義務者の保険料負担能力に着目して適用する点を勘案し、申請の受付は当該年度の保険料額が決定・通知された後に行うものとする。
ただし、拘禁減免及び旧被扶養者減免については、賦課決定前である 4 月又は 5 月であっても申請の受付を可能とする（審査、決定に関しては保険料額決定後となることに留意する）。
- (6) 保険料減免は納付義務者である世帯主に対して適用されることから、減免適用後に世帯主の変更があった場合には、その都度申請が必要となることに留意する。

3 減免基準の解釈と認定

(1) 減免基準について

本市の減免基準は、府内共通の基準である、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」を基に規定している。

減免適用にあたっては、国保構成世帯員全員（擬制世帯主を含む）の所得把握がされることが必要である。

なお、市府民税の申告免除者等、市民税公簿上で、所得が把握できない者については、国保所得申告書の提出を求めること。

(2) 減免基準第 2 項第 1 号について

- ① 本号の適用対象は、事業又は業務の倒産、廃業、休業、退職等の他に、所得税の予定納税額の減額承認又は府事業税の減免を受けた場合、失踪、盗難、交通事故などの場合であ

り、無収入又は減収状態が相当期間にわたると認められる世帯をいう。

ただし、申請時点で当該世帯が再就職等により資力が回復し、減免を適用するまでもなく保険料を納付できると認められる場合は、減免基準は適用されないので、これらの確認については、充分留意すること。

- ② 同一事由による本号の適用は、保険料を納付することが可能となるまでの間であるが、翌年度以降に改めて申請があった場合は、同様に審査を行い、算出された所得減少率に対応する減免率をもって、減免を行う。
- ③ 本号は、応能割である所得割保険料の減免であるため、減免率の判定に用いる所得は、減免対象世帯に属する者のうち被保険者であるものに係る地方税法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定がないものとして算定した同法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（条例第 13 条第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。）の合計額（以下「基礎控除前の総所得金額等」という。）とする。

また、国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（非自発的失業者に係る軽減に該当する者）については、給与所得の算出時には当該規定を適用する（給与所得を 100 分の 30 とする）ものとする。

- ④ 減免基準中「当該状況が発生した月以降の平均月額見積所得（退職所得を除く）を基に算出した 1 年間の見込所得」は、倒産、廃業、退職等の事実の発生した日の属する月の翌月（ただし、申請日の属する月が事実の発生した月の翌月から起算して 3 か月を超える場合は、申請日の属する月の 2 か月前）から 1 年間の見込所得で算出した基礎控除前の総所得金額等とする。

基礎控除前の総所得金額等のうち所得税法施行令第 198 条第 1 号に規定する経常所得の金額を除く金額（非経常所得金額）については、前年中に比し減少している場合は、前年中と同額があるものとみなして算出する。

- ⑤ 前記④の認定にあたっては、収入状況申告書【様式 1（別紙）】その他事実を証し得る資料により判断するが、書類審査だけで事実の認定が困難な場合は、実地調査によって確認すること。

なお、減少後の所得を適正に見込むことが困難な場合等は、当該年度の 3 月の納期限を限度として審査を保留し、確定申告書の控え等、事実を証し得る資料により減少後の所得を確認することとする。

- ⑥ 「該当世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額それぞれの所得割額」とは、該当世帯の賦課限度額を考慮しない、算定上の所得割額である。
- ⑦ 「減免率を乗じて得た額」とは、前記⑥の所得割額に減免率を乗じて得た額であり、賦課限度額を考慮しない算定上の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額からそれぞれの減免額を差し引いたものが、減免後の保険料額となる。したがって、限度額超過世帯については、概算減免相当額（算定上の所得割額に減免率を乗じて得た賦課限度額を考慮しない額）と適用減免額（実質の減免

額) とが異なることとなる。

また、減免適用後の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額がそれぞれの賦課限度額以上の場合は、実質の減免額は発生しない。

(3) 減免基準第2項第2号について

- ① 本号の適用にあたっては、り災証明書等、被災の事実を証明する資料及び被害程度の確認ができる資料の写しの提出を求め、その内容に基づき減免可否及び減免割合を決定する。被災の程度の具体的判定基準は、別表を参考にすること。

なお、被災の程度の判定が、り災証明書等だけでは困難なものにあつては、消防署、固定資産税担当及び防災担当等の証明書発行所属に確認すること。

- ② 本号の適用対象は、主たる居住用住宅がり災したときであり、被災時点の世帯（主）に対して減免を行うものとなる。

なお、被災後に本市へ転入する場合も想定されるが、被災の事実が変わりはなく、生活の立て直しには一定期間を要することもあるため、被災時点の本市国保資格の有無は問わないものとする。

- ③ 損害保険等の契約に基づき被害に対する給付を受ける場合でも、保険契約自体が任意であること、契約内容（補償内容や金額）が多種多様であること、被災した事実は補填の多寡にかかわらず同じであることから、減免可否及び減免割合を決定する際には、考慮しないものとする。

(4) 減免基準第2項第3号について

- ① 本号は、被用者保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、被扶養者であった者（65歳以上）が国民健康保険に加入する場合に、当該被保険者にかかる保険料を申請により減免するものである。
- ② 社会保険離脱（被扶養者抹消）による旧被扶養者の認定については、健康保険等資格喪失証明書（被扶養者抹消証明書）等において行う。
- ③ 市外転入による旧被扶養者の認定については、転入前の市町村が発行する「旧被扶養者異動連絡票」において行う。
- ④ 旧被扶養者が市外転出する場合は、「旧被扶養者異動連絡票」を発行し、当該者に交付する。
- ⑤ 本項は、国通知に基づき実施している減免である。均等割保険料、十八歳以上均等割（及び平等割保険料）は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り減免する。

なお、所得割保険料の適用期間に関しては、原則「2年間」とされているところについて「当分の間」に延長されているものであり、この延長期間中においては、適用対象者が本市国保の適用を終了するまで減免適用が継続されることに留意する。

- (5) 減免基準第2項第4号(拘禁減免)については、所得等に関わりなく、国保給付を受けられない拘禁状態にある期間について保険料を免除する規定であり、申請主義の原則は、減免基準の他項と同様である。

なお、当該世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額それぞれの賦課限度額は、給付制限の対象となる被保険者を含む所得割賦課標準により該当する賦課限度額とする。

申請時には、在所証明等の事実が確認できる資料の添付が必要である。

ただし、単身者等の場合で、住所が当該拘禁施設等の所在地にあると認められる被保険者については、届出等により、適用終了の処理を行うこと。

4 保険料の減免期間及び減免額の算定

- (1) 減免対象となる保険料は、原則として申請時点で納期未到来かつ未納保険料である。

また、減免額の算定にあたっては、保険料が月割賦課であることを勘案し、申請日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月の前月までとする。

- (2) 前号において、申請書の提出が納期限経過後となったことについて相当の理由がある場合(第2項「申請の手続き」第3号による)は、賦課権の期間制限満了前の保険料に限り、その事実が発生した日の属する月を限度として、算定の開始月を遡ることができる。

- (3) 前々号において、6月期の納期限までに申請を行った者については、賦課期日以降の保険料を減免対象とする。また、算定にあたっては、減免事由が発生した月が前年度以前である場合は起算月を4月とし、現年度である場合は減免事由が発生した日の属する月とする。

- (4) 減免基準第2項第2号(災害減免)は、被災した日が属する月を起算月として、最大で12か月までとする。

- (5) 第1号及び第2号において、減免基準第2項第4号(拘禁減免)にあつては、納付の有無に関わらず、賦課権の期間制限の範囲内で減免基準に該当する事実が発生した日の属する月を起算月とする。(期間制限満了後の保険料については、保険料の変更決定ができないことについて十分に被保険者に説明を行うこと。)

- (6) 第1号において、遡及賦課を行った場合の当該保険料の減免については、実質対象外となる。ただし、適用開始の届出が14日目に行われた場合に標準的な事務処理期間を経て決定された保険料賦課額の初めて到来する納期限当日までに減免の申請が行われている場合にあつては、この限りではない。

また、届出が遅れた場合にあつては、第2号の適用は可能である。

5 保険料減免の決定及び通知

(1) 減免基準に該当するか否かの決定に要する事項を調査のうえ、減免申請書の決議欄に詳記のうえ決裁し、減免承認又は不承認を決定する。

減免結果票を国保等システムから出力するので事務処理の参考とすること。

なお、減免基準第2項第1号（所得減少減免）の適用対象者のうち、非自発的失業者にかかる保険料軽減対象者その他の特別調整交付金交付基準における離職者減免対象者（以下「特調対象者」という。）に対する減免の決定については、国保等システム入力時、減免事由は「退職（非自発）」を選択する。

(2) 減免申請を承認したときは、申請者あてに通知することとなるが、保険料変更決定通知書により、減免承認通知書に代えるものとする。（規則第17条第4項）

(3) 減免を不承認した場合の通知は、減免不承認通知書【様式2】によること。

6 保険料減免の取消

(1) 取消の事由及び取消の時期

規則第18条第1項第1号による取消については、減免基準に該当する事実に変動が生じた月以降分を取り消す。

規則第18条第1項第2号による取消については、保険料を不正に免れようとする行為があった時点が減免を開始した月以前の場合は減免を開始した月に遡ってその全額を取り消すこととし、保険料を不正に免れようとする行為があった時点が減免を開始した月の翌月以降の場合は行為があった月に遡ってその全額を取り消すこととする。

(2) 取消の事務処理・通知

前号に該当する旨の届出（大阪市国民健康保険料減免事由消滅届【様式3】）があった場合もしくはその事実が判明した場合は、所要の調査を行い、決議のうえ、保険料減免取消通知書【様式4】及び保険料変更決定通知書により通知を行うこと。

7 保険料減免状況の報告

減免にかかる報告は、減免状況報告書（現年度賦課分、過年度賦課分とも福祉局に配信出力される）により行う。

なお、各区単位に減免状況集計表を配信出力するので供覧後、保管すること。

8 実施期日

改正した大阪市国民健康保険料減免事務取扱要領は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

ただし、3減免基準の解釈と認定（2）②及び5保険料減免の決定及び通知（1）の改正規定は、令和7年度分以後の保険料について適用する。

(昭和 55 年 8 月 13 日改正)
(昭和 56 年 4 月 1 日改正)
(昭和 57 年 5 月 21 日改正)
(昭和 59 年 5 月 31 日改正)
(平成 4 年 4 月 1 日改正)
(平成 9 年 4 月 1 日改正)
(平成 11 年 4 月 1 日改正)
(平成 12 年 4 月 1 日改正)
(平成 15 年 7 月 1 日改正)
(平成 16 年 4 月 1 日改正)
(平成 18 年 4 月 1 日改正)
(平成 19 年 4 月 1 日改正)
(平成 20 年 4 月 1 日改正)
(平成 21 年 4 月 1 日改正)
(平成 22 年 4 月 1 日改正)
(平成 24 年 4 月 1 日改正)
(平成 25 年 2 月 21 日改正)
(平成 28 年 4 月 1 日改正)
(平成 28 年 11 月 1 日改正)
(平成 29 年 4 月 1 日改正)
(平成 30 年 4 月 1 日改正)
(平成 31 年 4 月 1 日改正)
(令和 2 年 4 月 1 日改正)
(令和 3 年 12 月 24 日改正)
(令和 6 年 6 月 1 日改正)
(令和 8 年 6 月 1 日改正)

災害減免適用にかかる災害の程度の判定について

○ 減免基準第2項第2号に規定する災害減免の適用にあたっての、被災の程度の具体的判定基準は次のとおりとする。

区分	判定基準	減免率
全壊 全焼	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	100%
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
半壊 半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	70%
火災による水損 又は 床上浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の消火活動に伴う水損により被害を受けたもの。 ・全壊、半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの。 	50%

判定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府(防災担当)策定)の認定基準に準じる

令和 年度 国民健康保険料減免申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住所 _____

申請者
(世帯主)

氏名 _____

電話番号 (_____)

別紙「保険料減免の申請をされる方へ」について、担当者から説明を受け、内容を確認したうえで、次の理由により国民健康保険料の減免を申請します。
なお、減免の承認後に状況の変化があった場合は、速やかに申し出ることを誓約します。

被保険者記号・番号	記号 阪国	番号
申請する減免の区分	<input type="checkbox"/> 所得減少減免 <input type="checkbox"/> 災害減免 <input type="checkbox"/> 旧被扶養者減免 <input type="checkbox"/> 拘禁減免 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
減免事由該当者氏名	(旧被扶養者減免、拘禁減免の申請をされる場合に記入してください。)	
申請理由	事実発生日	令和 年 月 日

注 所得減少減免を申請する場合は裏面も記入してください。

注 以下の欄は記入しないでください。

決裁	保険料減免申請に基づき調査した結果、次のとおり決定します。	起案日	区長	(担当)課長	(担当)課長代理	担当係長	担当係長		係員
		(. .)							
決定	1 減免承認 提出された資料等により、該当する事実が確認出来たため。 ・減免適用 第1号 [退職(通常・非自発)・休業・営業不振 ・倒産・廃業・その他()] による見込所得の大幅な減少 第2号 (災害) 第3号 (旧被扶養者) 第4号 (拘禁) その他() ・算定期間 令和 ____年 ____月 ~ 令和 ____年 ____月 <input type="checkbox"/> 遡及適用(理由は別紙のとおり) ・適用減免額は国民健康保険料減額・減免結果票のとおり 2 減免不承認 不承認通知書により世帯主あて通知します。不承認通知(. .)	決裁日							
		(. .)							
備考	<input type="checkbox"/> 申請時点では該当する事実が確認できないため、審査を保留します。 備考欄記入日(. .) 担当者()	確認欄	審査保留	(担当)課長	(担当)課長代理	処理欄	減免申請	審査保留	
							受付	受付	
				担当係長	係員		入力	入力	

収入状況申告書

(別紙)

収入及び所得について、次のとおり申告します。

以下の太枠内に記入してください。

※ 被保険者の被保険者番号・氏名と、月別の所得状況を記入してください。

※ 本書は個人単位となっているため、申請書において「前年中の収入」と「収入の見込み」のどちらも「なし」と回答された方以外全員分の作成が必要です。

被保険者番号		氏名	
--------	--	----	--

※ **事業所得のある方は裏面に記載してください。**

※ 給与・年金・事業以外の所得が複数種類ある場合は、所得の種類ごとに本書を作成してください。

月別	給与収入 (A)	給与・年金・事業以外の所得(非経常所得を除く)		
		所得		
		所得の種類を記入してください。		
		収入金額	経費等	所得金額 (B)
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円

年金収入 (C)		円 ※1年間の見込み額を記載してください。
----------	--	-----------------------

非経常所得のある方は、次の欄に所得金額の合計を記載してください。

前年中 非経常所得合計額 (D1)		円	見込み 非経常所得合計額 (D2)		円
----------------------	--	---	----------------------	--	---

※**非経常所得**とは、所得税法施行令第198条1号に規定する経常所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得及び雑所得）以外の所得をいいます。

※非経常所得の減少は所得減少減免の対象外のため、見込み所得が前年中所得より減少している場合は、前年中所得を見込み所得として計上します。

職員記入欄

___月～___月の 給与収入(A)の平均×12		円 (E)	見込み給与所得 (E-控除額)		円 (F)
			見込み給与所得 (F-所得金額調整控除額)		円 (F')
見込み年金所得 (C-控除額)		円 (G)	「前年中(D1)」「見込み(D2)」の いずれが多い方の非経常所得		円 (H)
(___月～___月の) 所得(B)の平均×12		円 (I)			
年間見込み所得 (事業所得除く) F(またはF')+G+H+I		円 (J)			

※ 事業所得以外の所得がある方は、表面にも記入してください。

事業所得				
月別	①売上金額	②仕入金額	③経費等 (④の額を各月に記載)	所得金額 (①-②-③)
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円

経費等 (③) 算出 ※確定申告時に記載する年額を記載	
売上原価 (仕入金額以外)	円
租税公課	円
荷造運賃	円
水道光熱費	円
旅費交通費	円
通信費	円
広告宣伝費	円
接待交際費	円
損害保険料	円
修繕費	円
消耗品費	円
減価償却費	円
福利厚生費	円
給料賃金	円
利子割引料	円
地代家賃	円
その他経費	円
専従者給与	円
青色申告特別控除	円
経費等合計	円



④ひと月あたりの 経費等 (合計の1/12)	円
------------------------------	---

職員記入欄

⑤ ____月～____月の事業所得合計	円
----------------------	---

減少後の事業所得 (⑤) の月平均×12	円 (K)
----------------------	-------

年間見込み所得合計 表面 J + K	円
-----------------------	---

第 年 月 日 号

様

大 阪 市 長



被保険者	記号	阪国
	番号	

国民健康保険料減免不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度分国民健康保険料の
減免申請については、次の理由により承認できませんので通知します。

減免申請内容 :

減免不承認理由 :

注 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

決定の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この決定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保険料の納付方法などについては、担当(差出人欄)へご相談ください。

年 月 日

大阪市国民健康保険料減免事由消滅届

(提出先) 大阪市長

申請者住所

申請者氏名

電話番号 (_____)

年 月 日付けで決定のありました 年度分国民健康保険料の減免について、年 月 日付けで当該減免事由が消滅しましたので届け出ます。

被保険者記号・番号	記号	番号
減免事由該当者氏名		
減免区分	<input type="checkbox"/> 所得減少 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 旧被扶養者 <input type="checkbox"/> 拘禁 <input type="checkbox"/> その他 ()	
減免事由消滅年月日	年 月 日	
減免事由が 消滅した理由		

年度 国民健康保険料減免取消通知書

様

被保険者	記号 阪国
	番号

第 号
年 月 日

大 阪 市 長 印

年 月 日付けで通知しましたあなたの世帯の保険料の減免処分の を、次のとおり取り消しましたので通知します。

減免 明細	区分	減免対象		減免額			
		被保険者数	期間	平等割減免額	均等割減免額	所得割減免額	計
	当初決定内容	人	月～ 月	円	円	円	円
	取消内容	人	月～ 月	円	円	円	円
	差引減免額			円	円	円	円

理由

注 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

決定の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この決定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。